

集団規定	法第 42 条第 1 項第 4 号	作成（改訂）日
	道路の定義	令和 4 年 3 月 1 日 (令和 7 年 4 月 1 日)
法第 42 条第 1 項第 4 号に接道している場合 の法の実取り扱いについて		
法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路は、人や車両の出入りができず、工作物が立ち並んでいる等、実際に道路としての機能を満たしていないものが多い。 法第 42 条第 1 項第 4 号の指定はされているが、どこまでを法上の道路として各条文の適用範囲とするか課題がある。法上の道路として適用するに当たっては、道路区域が決定され、完成した時の形態（側道の有無、高低差等）がわかるものである必要がある。 以下、各条文の実取り扱いを示す。 ○法第 43 条第 1 項の接道義務について 有効幅員 4 m 以上で日常的に通行可能で、緊急時にも道路に避難できることが前提なので、その道路に有効幅員 2 m 以上（建物用途にもよる）で避難ができ、その道路から他の供用開始されている道路まで有効幅員 4 m 以上で避難できるものが接道あるものとする。 例えば、道路が工事中で通行ができない場合や、フェンス等（敷地と道路に高低差があり、有効な通路等が設けられていないものも含）があつて、有効幅員 2 m 以上で道路に出入りができないものについては、接道があるとはみなせない。 ○法第 52 条第 2 項について 都市施設の供給能力ないしは処理能力とのバランスを保つことを目的としているため、原則、道路として利用可能な有効幅員で検討する必要がある。（「容積率算定時の道路幅員について」参照） ○法第 56 条第 1 項第 1 号について 当該道路区域（高架下に建築物がある場合等は除く。）を前面道路幅員として取扱う。		

○その他

令第 128 条や都安条で求められる、避難通路幅員、道路幅員については当該道路が避難通路幅員、道路幅員で他の供用開始されている道路まで有効に避難でき、接道長さについては当該道路において有効に確保されていることが必要となる。

(第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 10 条の 2、第 10 条の 3、第 17 条、第 19 条、第 41 条、第 46 条、第 47 条)

技術的助言など	
参考文献など	建築基準法質疑応答集 ③P3813 誰にもわかる建築法規の手引き P209